

地方財政の充実・強化を求める意見書

地方公共団体は、新型コロナウイルス感染症や大規模災害、デジタル・ガバメントへの対応など、重要な課題への対応が求められているほか、少子高齢化の進行に伴い、社会保障など従来からの行政サービスに対する需要もこれまで以上に高まりつつあることから、今後の国家予算の検討においては、このような新たな財政需要などにも対応できるよう、歳入・歳出を的確に見積もり、さらなる地方財政の充実を図ることが求められている。

よって、国会及び政府においては、下記の事項を実施するよう強く要望する。

記

- 1 新型コロナウイルス感染症対策として、ワクチン接種体制や感染症対応を含む、より全体的な体制・機能の強化に加え、地域経済の活性化をも視野に入れた確実な財源措置を講ずること。
- 2 急増する社会保障ニーズへの対応や防災・減災対策など、多様な財政需要を的確に把握し、これに対応し得る地方一般財源総額を確保するとともに、子育て・地域医療・介護等に係る人材確保に必要な財政措置を講ずること。
- 3 デジタル・ガバメントの推進における業務システムの標準化については、各地方公共団体の実情を踏まえてより柔軟に対応するとともに、地域経済の活性化のため、地域デジタル社会推進費の継続も含めて対応すること。
- 4 「まち・ひと・しごと創生事業費」について、地方公共団体が地域の実情に応じ、自主的・主体的に地方創生に取り組むことができるよう、引き続き必要な財政措置を講ずること。
- 5 所得税・消費税の地方税移譲など、抜本的な解決に向けた協議を行うとともに、各種税制を見直す際には、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることのないよう対応を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和3年（2021年）7月8日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、
文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、内閣府
特命担当大臣（経済財政政策）、内閣府特命担当大臣（地方創生）
（提出者）全議員